

# 調査の概要

## 1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。

第1回調査は大正9年に行われ、今回の調査は21回目に当たる。

## 2 調査の期日

令和2年10月1日午前零時現在

## 3 調査の対象

調査期日において、我が国に常住するすべての人について行う。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属とこれらの家族を除く。

## 4 調査事項

氏名、出生の年月など世帯員に関する事項を15項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、計19項目について調査を行った。

## 5 調査の方法

総務省統計局—都道府県—区市町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯の流れにより行い、国勢調査員が調査書類を世帯ごとに配布し、回収については、①インターネットによる回答、②郵送による提出、③国勢調査員への提出のうちから、世帯が選択する方法により行った。